



## “本書く派”の落語の名人、談慶師匠 軽妙な語り口でコミュニケーションのヒントを説く

た。  
と語りまし  
た。  
と語りまし  
た。



講師は多数の著書がある本書く派  
(本格派) 落語家の立川談慶師匠。  
談慶師匠は「江戸時代の狭い長屋  
は、ストレス社会だったのでお互い  
の存在を避け、忖度が常識だった。  
落語もその世界で展開し、他者目線  
での認め合  
いや許し合  
いが重要視  
された。これ  
が、コミュニ  
ケーション  
の神髄とな  
り、人と人  
の繋がりを  
深める手段  
となつた」  
と語りました。

日、会津若松ワシントンホテルで開  
かれ会員・一般市民約100名が聴  
講しました。  
別講演会が2月19  
会津若松法人会の  
公益社団法人移行  
10周年と青年部  
会設立30周年記  
念を兼ねた新春特



### 新春特別講演会

また、自身の経験を踏まえ「聞く  
ときこそ攻めの姿勢、話すときこそ  
守りの姿勢が大事」と会場を大いに  
沸かせながら話上手になるコツを説  
きました。

講演会  
終了後に  
開かれた  
新春のつ  
どいで



### 新春のつどい

会議所会頭より祝辞を頂戴しました。  
東山芸妓衆の踊りを鑑賞したあと  
星幹夫相談役の発声で乾杯し祝宴に  
入り、和やかに歓談しました。  
また、つどい席上では新たに二入  
かい拍手で歓迎しました。

## ●第12回 通常総会

ところ 会津若松ワシントンホテル

- 【第1部】 記念講演会 15:00より
- 【第2部】 通常総会 16:15より
- 【第3部】 会員懇談会 17:45より

## 6月13日(木)

【記念講演会講師】

西川 靖志 氏

(中小企業診断士 / 経営コンサルタント)



## ●第19回 ゴルフコンペ 7月 3日(水)

ところ 会津磐梯カントリークラブ

後日ご案内いたします

会津若松法人会からのお知らせ

# 会津若松税務署からのお知らせ

## 2024年度国家公務員 「税務職員採用試験」 (高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーアふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか?

### 【受験資格】

- ① 令和6年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業後3年を経過していない者及び令和7年3月までに高校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずる認める者

### 【受験申込受付期間】

令和6年

6月14日(金)から6月26日(水)

### 令和6年分所得税の定額減税について

#### 【受験申込方法】

インターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報NAVIGA

(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

〔第1次試験日〕  
令和6年9月1日(日)  
〔試験に関する問合せ先〕  
仙台国税局人事第一課試験研修係  
TEL 022-263-1111  
内線32336

6月14日(金)から6月26日(水)まで

〔受験申込方法〕  
インターネット申込みとする。  
国家公務員試験採用情報NAVIGA  
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

〔第1次試験日〕  
令和6年9月1日(日)  
〔試験に関する問合せ先〕  
仙台国税局人事第一課試験研修係  
TEL 022-263-1111  
内線32336

6月14日(金)から6月26日(水)まで

〔受験申込方法〕  
インターネット申込みとする。  
国家公務員試験採用情報NAVIGA  
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

〔第1次試験日〕  
令和6年9月1日(日)  
〔試験に関する問合せ先〕  
仙台国税局人事第一課試験研修係  
TEL 022-263-1111  
内線32336

国税の納付は、キャッシュレス納付をご利用ください

キャッシュレス納付とは、「振替納税」「電子納税」「ダイレクト納付」「クレジットカード納付」「スマホアプリ納付」といった納付手段です。これらの納付方法は、金融機関や税務署の窓口へ出向く必要がなく、事業所等から納税手続きができます。

キャッシュレス納付の中でも、特にダイレクト納付は、令和6年4月1日以降、e-Taxで申告等データを送信する際に必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日(法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付ができるようになりました。利便性が大幅に向上了りますので、ぜひご利用ください。



### 定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

事前申込(国税庁LINE公式アカウント)は、こちら



自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

カメラ  
レポート



3/21 第4回理事会  
(会津若松ワシントンホテル)



2/27 女性部会 新年会 (萬来軒)



3/12 総務委員会 (法人会会議室)



1/11 経理研究部会 はじめての生成AIセミナー  
(アピオパソコンスクール)



3/15 経理研究部会『副業・兼業の労務管理』と『年収の壁・支援強化パッケージ』講座 (アピオスペース)



3/19 経理研究部会 ボウリング大会 (ボウルサンシャイン)  
参加者で記念撮影 左) 優勝した会津通運・五十嵐美栄さん 右)



## P E T がん検診・人間ドックのご案内

会津若松法人会では会員企業の代表者・社員・ご家族が利用できる  
「P E Tがん検診」「人間ドック」の受診料割引制度があります。

竹田総合病院(会津若松市)、会津中央病院(会津若松市)、南東北  
医療クリニック(郡山市)で会員価格で受診いただけます。

検査内容や料金などの詳細については、同封のチラシをご覧のうえ、  
ぜひご利用ください！

※南東北医療クリニックの割引制度はP E Tがん検診のみとなります。

お問合せ先：会津若松法人会 TEL 0242-22-5821



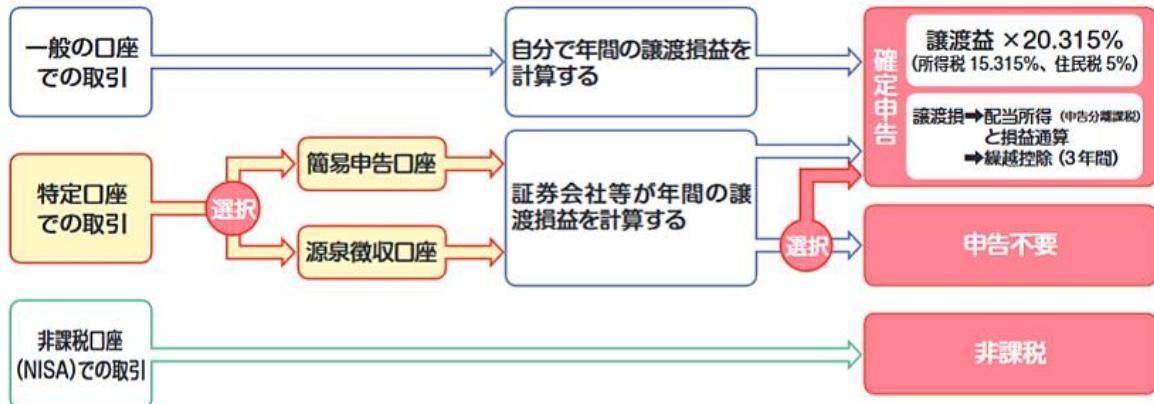
# やさしい税金教室Q&A【暮らしの税金】

## ◆株式を売ったら？

**Q：株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。**

株式等を売った場合は、他の所得と区分して税金を計算します（分離課税）。

### (1) 上場株式等の譲渡所得の申告については次の方法から選択できます。



\* 特定口座を開設する際、源泉徴収を選択すると、その口座内の株式の譲渡について証券会社を通じて税金が源泉徴収又は還付され、原則として申告は不要ですが、申告が必要となる場合もあります。

### (2) 株式等を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

- ・譲渡所得=譲渡収入 - (取得費+譲渡費用)

(例) 銀行からの借入金により 100 万円の株式を買い、130 万円で売った場合  
銀行に払う借入金利息 2 万円 証券会社への手数料が 3,000 円とします。

$$\text{譲渡所得} = \frac{130\text{万円}}{\text{<譲渡収入>}} - \frac{(100\text{万円} + 2\text{万円} + 3,000\text{円})}{\text{<取得費>}} = 27\text{万7,000円}$$

- ・譲渡所得に対する税率は 20.315% (所得税 15.315% 住民税 5%) です。

\* 特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡損益も、上場株式等と同様に特定口座で管理でき、譲渡損益の計算も同様です。

### (3) 株式等を売って、損失が出た場合

- ①上場株式等を売って生じた損失は、確定申告により次の所得と損益通算できます。

- ・その年分の上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります）
- ・特定公社債や公募公社債投資信託等の利子及び譲渡益

- ②損益通算しても控除しきれない金額は、確定申告により翌年以後 3 年間にわたり、株式等又は特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得の金額から繰越控除できます。

\* 上場株式等の譲渡損失は、非上場株式等の譲渡益から控除することはできません。

## ◆NISA（ニーサ）ってどんな制度？

**Q；NISAの現行制度と令和6年からの新制度の概略を教えてください。**

NISAとは少額投資非課税制度のこと、株式や投資信託などの譲渡益や配当金等が一定額非課税となります。令和6年1月からは制度の抜本的拡充と恒久化をめざす新しいものになります。

令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新NISA制度の外枠で現行制度の非課税措置が適用され、現行制度から新NISA制度への移管（ロールオーバー）はできません。

投資可能期間	現行NISA			新NISA
	一般NISA	選択つみたてNISA	ジュニアNISA <sup>(注1)</sup>	
～令和5年12月31日				令和6年1月1日～
年間投資枠	120万円	40万円	80万円	成長投資枠：240万円 つみたて投資枠：120万円 <b>両方併用可能</b> 最大360万円
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間	無制限
非課税保有限度額	600万円	800万円	400万円	1,800万円 <sup>(注2)</sup> (そのうち成長投資枠は1,200万円)
口座開設期間	～令和10年末	～令和24年末	～令和5年末	恒久化
対象年齢	18歳以上		18歳未満	18歳以上

(注1) ジュニアNISAへの投資期間は令和5年末で終了します。5年間の非課税保有期間が終了した商品は自動的に継続管理勘定へ移管され、18歳になるまで非課税で保有することができます。

(注2) 新NISAでは、「簿価残高（買付残高）方式」で管理されるので、口座内の商品を売却した場合には、その商品の簿価分の非課税枠を再利用することができます。

### ひとくちメモ

NISA口座での運用益は非課税なので、確定申告は不要ですが、譲渡損が発生しても、他の株式の配当や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

詳しくは税理士にご相談ください。

日本税理士会連合会ホームページ「やさしい税金教室（令和5年度版）」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

《問合せ先》東北税理士会会津若松支部・支部長 吉原 裕二 (TEL:0242-62-3129)

～法人会INFORMATION～ (公社)会津喜多方法人会からのお知らせ



## ルーシーダットン(タイ式ヨガ)講座

ルーシーダットン（タイ式ヨガ）は、タイに古来より伝わる伝統医学のひとつ。身体の歪みや不調を軽減させる自己整体を目的としており、日常生活では意識をしない深層の筋肉（インナーマッスル）を鍛え、代謝を良くし、体内の老廃物を排出しやすく健康的な体をつくります。

【日 時】5月12日（日）午後2:00～3:30

【会 場】喜多方プラザ文化センター 2階第3会議室

【講 師】深谷 恵 氏（福島市ヨガスタジオ YOGATOCO 代表）

【受講料】無 料

【定 員】20名（定員になり次第締め切ります）

【申込み・問合せ】(公社)会津喜多方法人会 TEL: 0241-23-8181

### <講座内容>

- ①時間は90分
- ②椅子を使った運動（マット運動はありません）
- ※水分補給やタオルをご持参のうえ、運動のできる服装でご参加ください。

# 法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。



## 【法人課税】

### 1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみんやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。</li> </ul>

### 2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。</li> </ul>

### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>

## 4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

## [事業承継税制]

## 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。	・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

## [その他]

## 1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。	・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。

# 法人会インターネットセミナー

期間限定特別企画  
知るべき投資と  
経済の基礎  
株式会社マネネ CEO  
経済アナリスト  
**森永 康平**  
公開期限：  
2024年4月末まで



<https://www.aizu-ho.or.jp/>

会津若松法人会

検索

- ◆新入社員向け「ビジネスマナー基礎講座」
- ◆「今どき若手社員への接し方、教え方」ほか 760 タイトル以上

会員専用コンテンツをご覧になるにはIDとパスワードが必要です。

詳しくは会津若松法人会事務局（0242-22-5821）まで！

## 第16回

## 税に関する絵はがきコンクール表彰式



受賞した角田さん（中央）と板垣署長（左から2人目）

現在は会津  
若松税務署と  
法人会事務局  
で展示中です。

角田さんは上部団体の福島  
県法人会連合会女性部会連絡  
協議会での審査会において最  
高賞の特選も受賞し、土屋みよ  
子女性部会長が賞状とカップ  
を伝達しました。

また、会津若松法人会管内の  
小学校から応募のあった65  
9通の中から各賞を受賞した  
40作品は確定申告期間中、ア  
ピオスペースの確定申告書作  
成会場のロビーに展示され、会  
場を訪れた人々の目を  
楽しませま  
した。

会津若松法人会女性部会主  
催の「第16回税に関する絵は  
がきコンクール」において、湯  
川村立笈川小学校6年の角田  
渚紗さんが会津若松税務署長  
賞を受賞し、2月20日、同校  
に板垣直人署長が訪れ、角田さ  
んへ賞状と副賞を手渡しまし  
た。



## 消防団活動に協力を！



3月21日、会津若松市の室井照平市長と皆川公一消防団長が、遠藤久会長に対し以下のとおり協力要請しました。

災害時に地域の安全を確保するためには、消防団員が重要な役割を果たします。しかし、消防団員の数が減少しているため、会員事業所の皆様には従業員の消防活動へご理解いただくとともに、新たな団員の確保についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## [要請内容]

- 1 消防団員確保に関する協力
- 2 消防団所属事業所における消防団活動への協力
- 3 消防団協力事業所表示制度等の活用・支援
- 4 住宅用火災警報器の設置促進



お問合せ：会津若松市市民部 危機管理課 消防防災グループ TEL 0242-39-1227

またはお住まいの地域の市町村役場まで